

## 審 査 基 準

令和4年2月1日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第42条第3項において準用する第22条第5項
処 分 の 概 要 : 機械警備業務管理者資格者証の書換え
原 権 者 : 岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法施行規則第63条において準用する第43条第1項（機械警備業務管理者資格者証の書換への申請）
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた警察署の生活安全課
問 合 せ 先 : 岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係(電話058-271-2424) 機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた警察署の生活安全課
備 考 :